

次 第

第 1 回 県立大学の設置・拡充に関する検討委員会

日時：令和 7 年 7 月 25 日（金）14 時 00 分～15 時 30 分

場所：香川県庁本館 12 階大会議室

1 開会

（１）香川県副知事挨拶

（２）委員紹介

2 議事

（１）県立大学の設置・拡充に関する検討について（事務局説明）

（２）意見交換

3 閉会

【配布資料】

- ・ 次第／配席図／委員名簿／検討委員会設置要綱
- ・ 説明資料
- ・ 参考資料

県立大学の設置・拡充に関する検討委員会

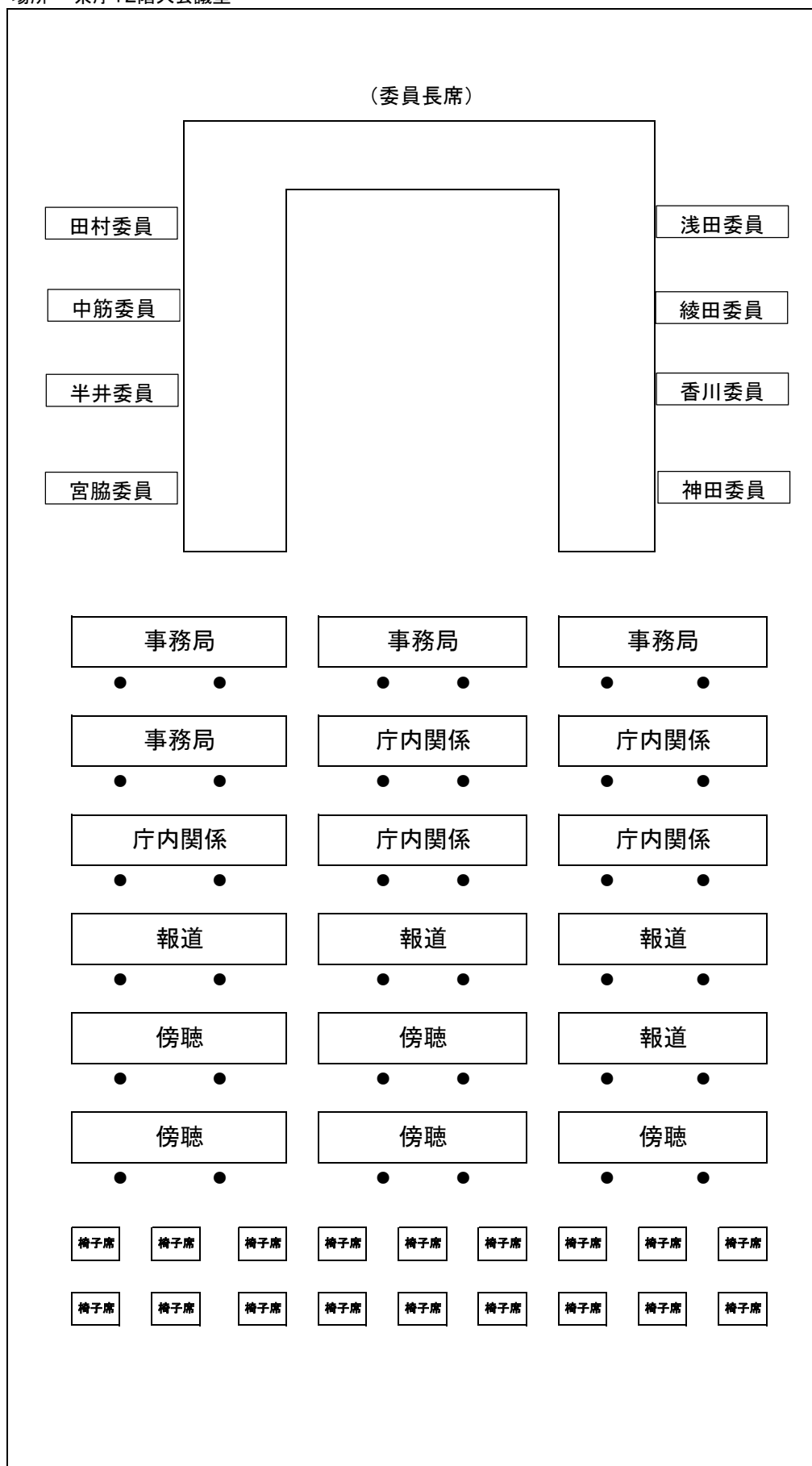
委員名簿

(五十音順)

氏名	団体名
浅田 和伸	長崎県立大学学長
綾田 裕次郎	香川県商工会議所連合会会長
香川 泰造	香川県私立中学高等学校連合会会長
神田 進	大倉工業株式会社代表取締役会長
田村 秀	長野県立大学 グローバルマネジメント学部教授
中筋 功雄	香川県高等学校長協会会長
半井 真司	一般社団法人香川経済同友会代表幹事
宮脇 典子	香川県PTA連絡協議会監事

日時 令和7年7月25日(金) 14:00～15:30
場所 県庁12階大会議室

場所 県庁12階大会議室



県立大学の設置・拡充に関する検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 県立大学の設置・拡充に関する検討にあたり、幅広い観点から意見を聴くため、「県立大学の設置・拡充に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員は、8人以内とする。

3 委員は、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、原則として知事が委嘱した日から、1年間とする。ただし、知事が必要と認めるときは、委嘱期間を延長することができるものとする。

(委員長)

第3条 検討委員会に委員長を置き、知事が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会は、委員長が招集する。ただし、最初を開催する会議は、知事が招集する。

2 検討委員会は、委員の半分以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 検討委員会は、原則として公開により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、検討委員会が会議の全部または一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(1) 香川県情報公開条例（平成12年条例第54条）第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

(事務局)

第6条 検討委員会の事務を処理するため、香川県政策部政策課に事務局を置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月10日から施行する。

別表

(五十音順)

氏名	団体名
浅田 和伸	長崎県立大学学長
綾田 裕次郎	香川県商工会議所連合会会長
香川 泰造	香川県私立中学高等学校連合会会長
神田 進	大倉工業株式会社代表取締役会長
田村 秀	長野県立大学 グローバルマネジメント学部教授
中筋 功雄	香川県高等学校長協会会長
半井 真司	一般社団法人香川経済同友会代表幹事
宮脇 典子	香川県P T A連絡協議会監事